

(様式2)

元文庁第2032号

補助金交付決定通知書

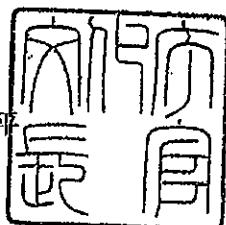
愛知県知事 大村 秀章

平成31年4月25日付け31文芸第63号で申請のあった平成31年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）については、令和2年3月19日付け31文芸第357号の申請の変更を踏まえ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和2年3月23日

文化庁長官 宮田 亮平

記



1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成31年4月25日付け31文芸第63号及び令和2年3月19日付け31文芸第357号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載された事業計画とする。

2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	612,923,076円
補助対象経費	金	508,542,853円
補助金の額	金	66,619,000円

3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

交付要綱第14条に定める補助金の額の確定額は、実支出額の総額の二分の一の額、又は補助金の額（金額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の規定に従わなければならない。

なお、補助対象期間は31文庁第187号の採択通知日である平成31年4月25日から令和2年3月31日までとします。